

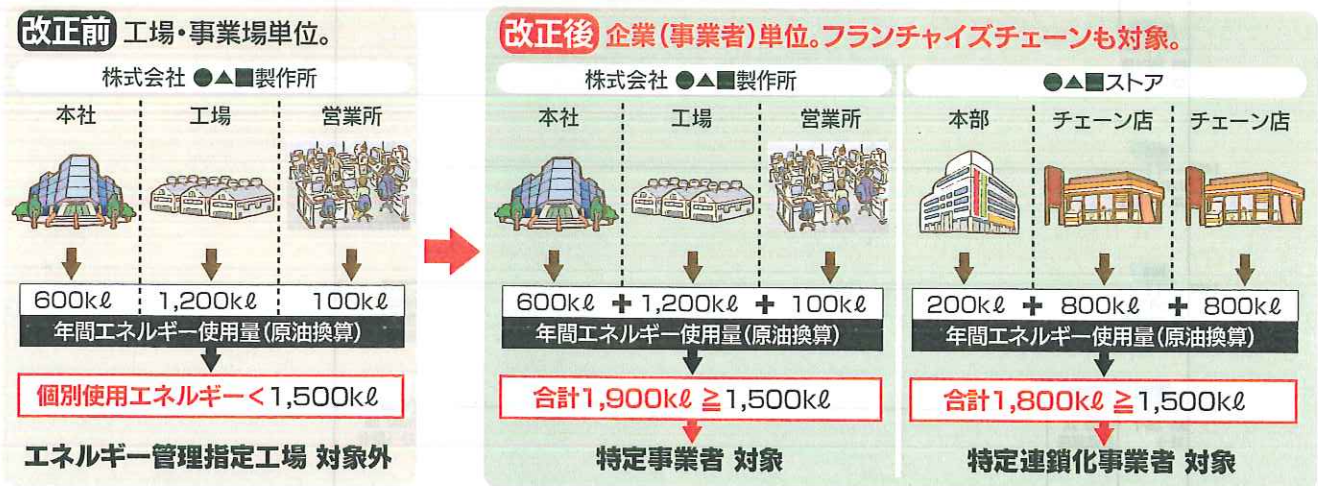
平成22年4月施行、平成21年4月から準備が必要です 省エネ法が変わります！

平成20年度の法改正により、一層の地球温暖化防止と省エネルギー推進のため、一定規模以上のエネルギー（1,500kℓ/年）を使用する企業やフランチャイズチェーン等は、企業全体でのエネルギー管理が義務付けられることになりました。該当する企業は、各種の届出義務が発生し省エネ改善に取り組む必要があります。



- 工場・事業場単位から企業（事業者）単位での管理が変わります。多店舗チェーン（特定連鎖化事業者）も対象になります。
- 企業全体（本社＋工場＋支店＋営業所など）の年間エネルギー使用量（原油換算値）が合計して1,500kℓ※以上であれば、届出が必要です。

※原油換算1,500kℓ/年は電力量で約50万kWh/月（電気料金で約750万円/月（15円/kWhで計算））



- 特定事業者・特定連鎖化事業者の義務(例)
 - エネルギー管理統括者の選任（役員クラス）
 - エネルギー管理企画推進者の選任（エネルギー管理統括者を補佐する者）
 - エネルギー管理者の選任（指定工場毎）
 - 中長期計画（年平均1%の削減計画含む）、定期報告の提出（企業単位）

年間エネルギー使用量 ≥ 1,500kℓとなる事業者の目安

小売店舗	: 約3万m ² 以上
オフィス・事務所	: 約600万kWh/年以上
ホテル	: 客室数300～400規模以上
コンビニエンスストア	: 30～40店舗以上
ファミリーレストラン	: 15店舗以上

